

港区緑と水に関する基本方針

平成18年(2006年)3月

港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

～ 緑と水は、都市問題解決の切り札～

近年、地球の温暖化に代表される地球規模での環境問題や、ヒートアイランド現象、都市型水害等、都市部特有の環境問題が大きな社会問題となっています。さらに、都市化の著しい都心においては、自然とのふれあいにより安らぎとうるおいを求めたいという人々の願いには切実なものがあり、緑や水の必要性は一層高まっています。

古来より、人々は緑に象徴される自然とともに生きてきました。たとえば俳句の季語の中で植物に由来するものは40%もあり、緑は日本的な文化生活の拠り所の1つになっています。

緑は人々に、美しい景観の構築、良好な生活環境の維持をはじめ、さまざまな効果を与えてくれます。関東大震災や阪神・淡路大震災では、緑や水の存在による延焼の防止が実証されるとともに、公園に代表されるオープンスペースを拠点とする災害復旧活動の重要性が認識されました。都市部での代表的な環境問題であるヒートアイランド現象に対しては、緩和策として緑地の確保、河川の自然化はもとより、建物の屋上緑化や壁面緑化が注目されています。

医療・福祉現場では、緑と接することによる「癒し」の効果が確かめられ、園芸療法（ホーティカルチュラル・セラピー）として実践されています。また教育現場でも、食農教育を通して自然とのかかわりが注目されています。

このように緑や水は、酸素、飲料水の供給等物理的な面からだけでなく、現代都市が抱える環境問題や人間の心の問題等を解決する上でも不可欠です。その意義や重要性をすべての人が再認識する必要があります。

区内に残された白金自然教育園内等の湧水池、明治神宮絵画館前のイチョウ並木、社寺の鎮守の森等は、港区の自然環境の特徴を表すとともに、地域の歴史を伝承し、まちに風格を与えるものです。これらの自然環境を保全するため、区では昭和49年に緑の保護・育成、普及・啓発という視点から「港区みどりを守る条例」を制定し、保護樹木・樹林の制度化、公共施設の緑化や民間施設の緑化指導、各種緑化施策を展開してきました。この度、緑化に関する基本方針を見直すにあたり、新たに緑を支える水や土といった要素も加え、生物多様性の確保にも配慮して、都市環境の質の向上を目指します。

緑や水は、まちづくりにおいて大切な環境要素です。区は「区民の誰もが誇りに思えるまち・港区」の実現に向け、この「港区緑と水に関する基本方針」に基づき、区民・企業等のみなさんと協働して積極的にまちづくりを進めてまいります。その中で、様々な知恵と工夫を駆使して緑や水の保護や回復、創出に取り組んでまいります。

緑と水に関する基本方針の要旨

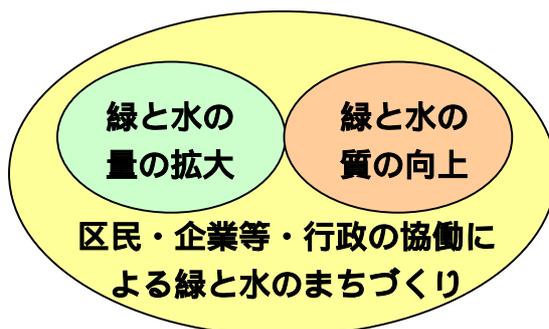
緑と水に関する基本方針

都市部では、都市化の進展による既存緑地の減少、ビルの過密化、地表面の舗装等により、ヒートアイランド現象、都市型水害等の都市部特有の問題が発生しています。区内に残された貴重な自然環境を保全しつつ、区民・企業等・行政が協働して緑と水の豊かなまちを実現するとともに、区が直面しているさまざまな環境問題に対応するため、「港区緑と水に関する基本方針」を定め、実効力のある仕組み、体制の確立を目指します。

緑被率の目標

20年後(2026年)における緑被率の目標を25%とします。

基本方針



視点 緑と水の量の拡大

- 1 屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進
- 2 都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強
- 3 大規模な開発における緑化基準の強化

視点 緑と水の質の向上

- 1 既存樹木の保護・保全体制の強化
- 2 自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進
- 3 大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導體制の確立

視点 協働による緑と水のまちづくり

- 1 多様な主体による緑化行政への参画推進
- 2 区民・企業等による自発的な緑化と行政の支援強化
- 3 土地所有者や企業等と行政との協働による民有緑地の公開運営

- 目次 -

1. 基本方針策定の背景と目的	
(1) 基本方針策定の背景	4
(2) 基本方針の目的	5
(3) 基本方針の目標年次	5
(4) 基本方針で扱う対象	6
(5) 基本方針の位置付け	7
2. 緑と水の現状と課題	
(1) 緑の経年変化と課題	8
(2) 水の経年変化と課題	10
(3) 緑と水を取りまく社会情勢の現状と課題	11
(4) 緑と水に関する行政の現状と課題	11
3. 緑と水に関する視点と方針	12
4. 緑と水の目標値	18
5. 基本方針の実現に向けて	20

- 参考資料目次 -

1. 委員名簿	参 - 1
2. 検討経過	参 - 2
3. 区民等意見募集結果	参 - 3
4. まちづくりの骨組図	参 - 10
5. 港区の水収支及び東京都との比較	参 - 11
6. 港区の緑被分布図	参 - 12
7. 港区の湧水の状況・箇所図	参 - 13
8. みなと緑と水のガーデンプラン施策の体系	参 - 15
9. 「港区水循環マスタープラン」における 条例見直しに関する記述	参 - 16
10. 用語解説	参 - 17

注：「 」のように 印がついているものは、こちらを参照してください。

1. 基本方針策定の背景と目的

(1) 基本方針策定の背景

近年、東京では、都市化の進行による緑地や水面の減少、舗装による地表面の被覆化、ビルの密集による通風の阻害や人工排熱の増加等により、夏にはヒートアイランド現象が深刻化し、都市の気温が異常に高くなり都市活動にも影響を与えています。また、都市化により身近な水辺空間が減少し、さらに建築物や舗装等による不透水面の拡大が進んだことで、大部分の雨が地面に浸透することなく下水道や川から海に直接流れ込んでいます。その結果、河川の平常流量の減少や地下水位の低下が見られる一方、局地的な集中豪雨時には中小河川が溢水^{いっすい}したり道路が下水道からの逆流により冠水するといった、都市型水害を招いています。

そもそも緑は、水・土壌・生きもの等とともに一体となって人間の生存を保障する基盤です。特に、都市における緑地は、生活環境を保全するとともに、災害時には延焼を防止し、避難場所にもなります。さらに、ストレスが多い日常生活の中で精神のやすらぎを与える等、癒し効果も少なくありません。

港区はこれまで、緑の保護、育成を目指して緑化推進に取り組んできました。今後はこれに加えて、上述の都市問題や環境問題の解決を目指して具体的に対応すべく、各種現状分析を踏まえて緑と水に関する基本方針を定め、積極的に問題解決に立ち向かっていきます。

これまでの港区の取り組み

区は、昭和49年に緑の保護、育成、普及、啓発を目的とした「港区みどりを守る条例」を制定しました。当時、区内では続々と開発計画が持ち上がり、緑が失われる危機感が強まっていました。この条例に基づき昭和57年に「港区緑化基本方針」を、昭和63年には緑と水に関する総合的な計画となる「港区緑と水の総合計画」を策定して、緑と水を守り育てるための具体的な施策を推進してきました。平成6年に都市緑地保全法（現：都市緑地法）の一部改正で「緑の基本計画」に関する条項が創設され、都市における緑地の保全及び緑化に関する施策については、市町村が主体となって推進することになりました。これを受け、区では「港区緑と水の総合計画」を「緑の基本計画」に位置付けた上で、平成11年に社会・経済状況の変化に対応するため改定しました。さらに平成14年には港区全域を都市緑地保全法で定める緑化重点地区に指定し、緑と水の量・質のより一層の充実を図ってきました。また同年、「港区水循環マスタープラン」を策定し、都市における水循環のバランスの改善を目指し、雨水流

出抑制の指導や浸透ます の設置、透水性舗装 への転換等総合的な取り組みを行っています。深刻化しているヒートアイランド現象への対応については、本方針の策定と平行して平成 17 年 1 月に「港区ヒートアイランド対策委員会」を設置し、対策を検討中です。

最近の国・東京都の取り組み

国は、平成 16 年に「ヒートアイランド対策大綱」を決定し、人工排熱の低減、地表面被覆の改善等具体的な対策を示しています。同年、いわゆる「景観緑三法」と呼ばれる法体系が整備され、その中で緑地保全地域制度、緑化地域制度、立体都市公園制度等の諸制度が創設・拡充され、制度面の充実が図られました。

東京都では、平成 15 年に策定した「ヒートアイランド対策取組方針」でヒートアイランド現象の実態を詳細に記した上で、平成 17 年に作成した「ヒートアイランド対策ガイドライン」で、対策についての情報を提供しています。さらに、東京らしいみどりを誘導する指針として、平成 18 年 1 月に「みどりの新戦略ガイドライン」が公表されました。また、水にかかわる取組みについても、平成 11 年に「東京都水循環マスタープラン」が策定され、循環型都市づくりへの具体的展開が示されています。

(2) 基本方針の目的

「港区緑と水に関する基本方針」は、緑と水に代表される自然環境の保護・保全の強化や創出を多様な主体との協働により進めていくとともに、ヒートアイランド現象、都市型水害等、都市部での新たな環境問題に、緑と水の面から緊急かつ具体的に対応するために定めるものです。

(3) 基本方針の目標年次

20 年後の 2026 年を目標年次としますが、おおむね 5 年ごとに行われる「港区みどりの実態調査」結果を踏まえて達成状況を検証し、必要に応じて改訂していくものとします。

(4) 基本方針で扱う対象

本方針で扱う対象は、緑とその生育基盤となる水と土壌のほか、それらが作り出す環境に生息する生きものです。水については、植物の生育基盤との視点から、湧水や地下水を、土壌は表土を主に取り上げます。

本方針で守り、育て、そして創出していく緑とは、将来にわたり良好な生育状態が存続することが担保され、所有者だけでなく近隣の住民等もその存在価値を認識している、地域共有の財産としての緑です。

将来的には緑・水・土、それに昆虫や野鳥等、生きものまでをも含めて、総合的かつ有機的に連続した生態系として捉え、生物多様性等の健全性を担保していくことを目指します。

本方針では、健全な自然の水循環系の指標である湧水池やそれに連なる地下水脈の保護・保全及び復元はもとより、緑や水で彩られ港区の良さを育んできた歴史文化等への配慮にも言及します。

各行政計画で取扱う水の範囲

本方針は、「港区みどりを守る条例」に基づくもので、新たな都市問題の解決策、さらには法改正への対応等を目的として、区長が必要に応じて定めるものです。ここで扱う水は自然の水循環系の中の、湧水池や地下水系といった植物の生育基盤となる水です。

一方、「港区緑と水の総合計画」は、都市緑地法に定めるいわゆる「緑の基本計画」としての性格をもつ法定計画で、具体的な緑化施策の体系を網羅したものです。ここでは、自然の水循環系と人工の水循環系の中で、公園緑地と関係の深い水辺空間を対象としています。河川、運河や海等をレクリエーションの場やオープンスペースとして捉え、各施策を展開しています。

「港区水循環マスタープラン」では、自然の水循環系と人工の水循環系を対象にしています。水資源の保全・利活用や非常時の水の確保等、水に関しての施策を総合的に取り上げています。

(5) 基本方針の位置付け

「港区みどりを守る条例」第5条には「区長は、緑化に関する基本方針を策定するとともに、おおむね5年ごとに緑被の現状等みどりの実態調査を行い、これを公表しなければならない。」とあります。本方針はこれに基づき、さらに、緑を支える基盤である水や土、生きものの視点も加え、図-1のような位置付けとします。

なお、昭和57年策定の「港区緑化基本方針」の主旨は、「港区緑と水の総合計画(第1次及び第2次)」に継承されていますが、本方針ではヒートアイランド対策等の緊急課題に取り組むことに加え、平成14年に策定した「港区水循環マスタープラン」の中の自然の水循環系に関する項目を新たに取り入れ、今後の「港区緑と水の総合計画」改訂に継承していくことになります。

また、本方針は平成18年度から実施するヒートアイランド対策の中の緑化に関する施策にも反映していきます。さらに、現在改訂作業中の「港区まちづくりマスタープラン」とも整合を図って本方針の内容を盛り込み、まちづくりの中で緑や水の量的拡大、質的向上を、区民や企業等との協働により積極的に進めていきます。

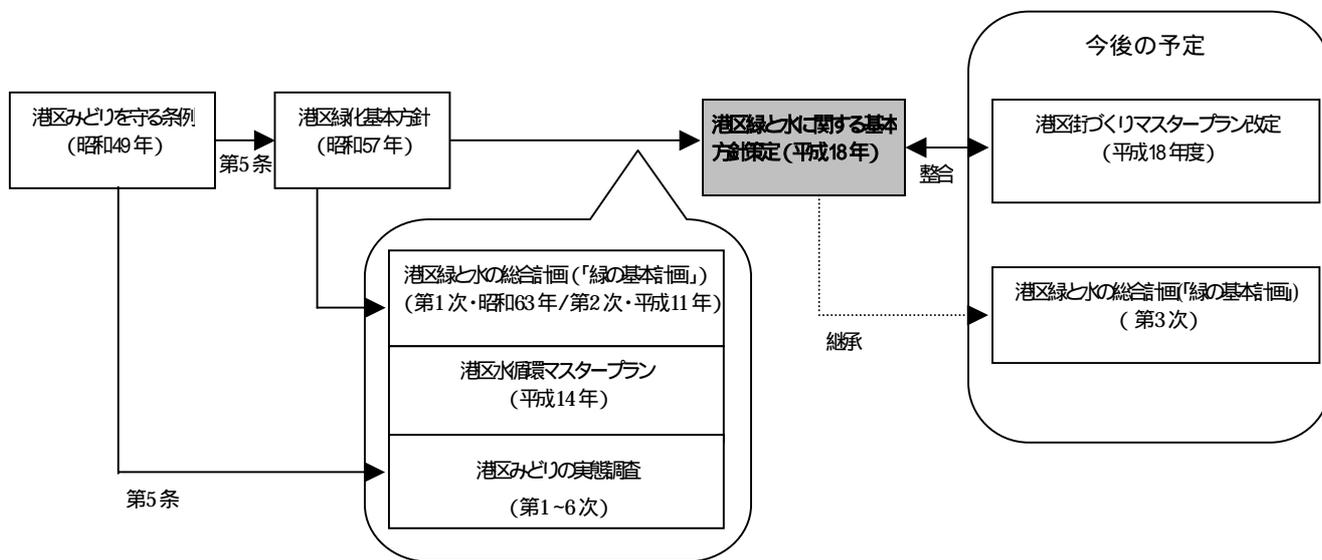


図 - 1 本方針と各行政計画の関連

2. 緑と水の現状と課題

(1) 緑の経年変化と課題

港区全体での変化

過去3回の「港区みどりの実態調査」結果によれば、年々公園緑地面積や屋上緑化面積が増し、その結果区内の緑被率は徐々に増えてきたことがわかります。しかし、地上部のみの緑化率は、過去5年間にわずかながら減少しており、第7次の実態調査の結果を注視しなければなりません。(表-1)。さらに、地上部での緑化が可能である裸地の面積は約3.8%に過ぎず、緑被率の向上には限界があることがわかります(表-2)。また、幹の直径が30cm以上の大きな樹木が減少傾向にあることも懸念されます(表-1)。

港区指定の保護樹木・樹林については、過去10年間で、それぞれ200本、13,159㎡の指定が解除され、それらは新規指定のそれぞれを上回っています(表-3)。また、第6次のみどりの実態調査結果によれば、保護樹木のうち約30%が強い剪定等により生育不良です(表-4)。このことから、既存の樹木・樹林の保護・保全対策が喫緊の課題となっています。

表-1 緑化の変化(全体)

	第4次(平成3年)	第5次(平成8年)	第6次(平成14年)
緑被率(%) ^(注1)	17.94	18.55	18.99
うち地上部緑地の比率	同上	同上	18.46
樹木(本) ^(注2)	15,558	15,067	13,833
樹林(ha) ^(注3)	207	226	266
壁面緑化(箇所)	96	70	76
屋上緑化(㎡) ^(注4)	61,565	78,388	106,723
街路樹(本)	11,121	10,898	11,858
公園緑地面積(㎡)	825,244	856,714	889,776
みどり率(%)			22.30

資料)「港区みどりの実態調査」(第6次)(平成14年)

(注1) 緑被率の内訳

第4次・第5次調査 : 地上部緑地の比率(樹木被覆率 + 草地率)

第6次調査 : 地上部緑地の比率(樹木被覆率 + 草地率) + 屋上緑化率

(注2) 直径30cm以上

(注3) 樹冠投影面積200㎡以上

(注4) 1㎡以上

表 - 2 区全体の緑被地等の状況

項目	面積 (ha)	比率 (%)
緑被地 (樹木被覆地・草地・屋上緑化)	386	18.99
裸地	77	3.78
水面	37	1.83
構造物被覆地	1,533	75.40

資料)「港区みどりの実態調査」(第6次)(平成14年)

表 - 3 保護樹木・保護樹林の指定・解除

	年度 (平成)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
樹木(本)	指定	15	8	5	10	5	9	53	10	12	20	147
	解除	19	41	24	24	13	10	13	12	34	10	200
樹木(本) (つる性)	指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	解除	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3
樹林(m ²)	指定	492	0	0	0	0	0	10,026	0	0	700	11,218
	解除	700	0	3,346	2,282	950	3,196	1,150	660	300	575	13,159
樹林(m) (生垣)	指定	28	0	0	26	0	0	60	0	0	21	135
	解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 - 4 活力度別の保護樹木本数

生育状態	本数(本)	比率(%)
生育良好	445	71.77
やや不良	144	23.23
かなり不良	26	4.19
不良	5	0.81

資料)「港区みどりの実態調査」(第6次)(平成14年)

地域別変化

「港区みどりの実態調査」による地域別の集計結果からは、各地域における直径 30cm 以上の大径木が減っていることその他、芝地域、芝浦・港南地域においては、緑被率が区全体の率より大きく下回っていることがわかります(表 - 5)。区全体の緑被率の水準を上げるためには、これらの地域の重点的緑化が課題です。

表 - 5 緑化の変化(地域別)

		第4次(平成3年)	第5次(平成8年)	第6次(平成14年)
緑被率(%)	芝	11.25	14.11	12.42
	芝浦・港南	10.16	8.39	10.21
	高輪	24.25	23.53	24.63
	麻布	17.72	17.43	18.39
	赤坂・青山	28.42	31.57	31.54
樹木(本) ^(注1・2) 直径30cm以上	芝		3,133	2,931
	芝浦・港南		521	432
	高輪		4,361	4,190
	麻布		3,631	3,159
	赤坂・青山		3,421	3,121
みどり率(%) ^(注3)	芝			14.62
	芝浦・港南			17.62
	高輪			27.14
	麻布			20.39
	赤坂・青山			33.16

(注1) 直径30cm以上 資料)「港区みどりの実態調査」(第6次)(平成14年)

(注2) 地区別樹木本数の調査は、第5次調査から実施しています。

(注3) みどり率の調査は、第6次調査から実施しています。

(2) 水の経年変化と課題

今までの「港区みどりの実態調査」では、水に関しては昭和51年時点で確認されていた27地点の湧水についてのみ追跡調査を行ってきました。開発等の影響もあり、第6次調査では20地点でしか所在が確認できませんでした。今後、水に関する課題に的確に対応するためには、湧水の正確な箇所数や湧水量、水質等についての新たな調査が必要です。

表 - 6 湧水の確認状況

湧水調査	港区みどりの実態調査		
	第4次(平成3年)	第5次(平成8年)	第6次(平成14年)
昭和51年	18箇所	22箇所	20箇所
27箇所	18箇所	22箇所	20箇所

資料)「港区みどりの実態調査」(第6次)(平成14年)

(3) 緑と水を取りまく社会情勢の現状と課題

都心における土地利用は、都市の再構築に伴い、敷地に対する構造物被覆地の増大やビルの高層化による熱源吸収体の著しい増加を招いています。この結果、ヒートアイランド現象等の深刻な問題が生じています。この新たな問題に対する早急な対策が必要です。

都市化による雨水の不浸透域の増加は、水循環のバランスを不安定にし、湧水の枯渇を招く一方、集中豪雨時に都市型水害を頻発させています。今後計画的に緑地を確保することはもちろん、政策的に浸透域の拡大を図ることが急務となっています。

区民からは、建築計画や開発計画に対して、緑を保護・保全する立場から樹林地の買取り等を求める陳情や議会への請願が寄せられています。また一方では、樹木・樹林の所有者に対し近隣住民から落葉の処理等管理面での苦情・要望もあります。所有者はもとより周辺住民にとって、緑は地域共有の財産であり、生活環境の向上のために不可欠であることを理解しあえる仕組みづくりや、樹木・樹林の買取り制度の検討が必要です。

(4) 緑と水に関する行政の現状と課題

「港区緑と水の総合計画」は、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」です。緑の保全と保護のためには、この中の水に関する施策体系や事業を充実させる必要があります。また、「港区水循環マスタープラン」に示されている雨水浸透による水源涵養等を今後いかに「港区みどりを守る条例」の体系に組み入れ、条例の強化を図るかが緊急な課題です。

施策体系の見直しの中では、生物の多様性や生きものの生息・生育空間の確保、ヒートアイランド対策としての屋上緑化や壁面緑化の推進、区民協働による緑づくりや管理、雨水浸透による水源の涵養、表土の保全等、生活環境向上への考え方や方策を具体的に盛り込む必要があります。

これまで区では、協働によるまちづくりとして街路樹フラワーランド事業や公園・児童遊園等の草花植付け、地域のにわづくり事業等を行ってきました。しかし、まだその協働体制は試行的なものであり十分とはいえません。今後、区民・企業等・行政が一致団結して地域の緑化を推進していくためには、区民や企業等の自発的な行動を喚起し、だれもが参加しやすい実践的な仕組みを整える必要があります。

3 . 緑と水に関する視点と方針

都市生活には、緑や水に代表される、自然環境が欠かせません。都市環境を保全し安定化して、人々の心にうるおいと安らぎを与え、まちに美しさや魅力を与えてくれるからです。公園や緑地の計画にあたっては、防災機能、生態系保全機能、都市景観形成機能、レクリエーションやコミュニケーション機能等が重なりあって有効に機能するよう配慮し、緑と水のネットワークを構築していく必要があります。

そこで、「港区緑と水に関する基本方針」では、区内に残された貴重な樹木・樹林や湧水等の自然の保護・保全を強化し、また新たな自然環境を創出する一方、地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題に緑と水の面から具体的に対応するため、「緑と水の量の拡大」、「緑と水の質の向上」及び「協働による緑と水のまちづくり」の3つの視点から9つの基本方針を定めます。

視点 緑と水の量の拡大

- 1 屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進
- 2 都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強
- 3 大規模な開発における緑化基準の強化

視点 緑と水の質の向上

- 1 既存樹木の保護・保全体制の強化
- 2 自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進
- 3 大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導體制の確立

視点 協働による緑と水のまちづくり

- 1 多様な主体による緑化行政への参画推進
- 2 区民・企業等による自発的な緑化と行政の支援強化
- 3 土地所有者や企業等と行政との協働による民有緑地の公開運営

視点 緑と水の量の拡大

- 1 屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進

近年、ヒートアイランド現象や都市型水害が深刻化しています。これらの課題に対応するためには、緑の拡大や水循環の正常化が有効と考えられています。

緑やその生育基盤である土壌は、水分の蒸発散作用により空気を冷却するほか雨水を貯留するため、水循環を健全化する役割も担っています。しかし、この緑と水の拡大のためのスペースが限られています。第6次の「港区みどりの実態調査」結果によれば、建築物や道路等の構造物被覆率は約75.4%もあり、地上部における緑被率は約18.5%、水面率は約1.8%で、裸地率は約3.8%でしかありません。今後緑化できるスペースは極めて限定されています。

そこで、建築物の屋上緑化や壁面緑化、校庭や広場の芝生化をこれまで以上に推進することで、緑量を拡大するとともに、水循環機能を正常化していきます。

- 2 都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強

区内の5つの地域における緑被率の比較では、赤坂・青山地域が31.5%と一番高く、芝浦・港南地域は10.2%と一番低くなっており、その格差を縮める必要があります。芝浦・港南地域は土地利用転換が進み、大型の集合住宅の建設ラッシュで人口急増地域となっており、この傾向は今後も続くものと思われます。地域そのものが、東京湾の埋立てによるもので、古くからの既存樹木・樹林がないため、建築計画やまちづくりの際に計画的に緑化を図っていく必要があります。しかしながら、現行の緑化基準では、大幅な緑被率の拡大や植栽内容による緑量の増加は望めません。都市計画の地域地区として緑化地域を定め、まちづくりの中で区の緑化基準を上回る緑化を義務づける緑化地域制度の活用を検討します（都市緑地法第34条）。

また、区内に良好な状態で残されている小規模な緑地について、地域の合意による地区計画等の中にその保全を位置付ける等、現状凍結的な保全を図る制度の活用を検討します。

- 3 大規模な開発における緑化基準の強化

現行の緑化基準は平成 15 年 12 月に改正されたもので、敷地面積及び建物用途別の延べ床面積から基準緑化面積を算出しています。また、指導の対象敷地面積の下限を 500 m²から 250 m²に引き下げ、さらなる緑化の向上を目指してきました。しかしながら、緑化指導の対象拡大や基準の見直しだけでは、その効果にも限度があります。緑量の大幅な拡大のために、大規模な開発における既存樹木・樹林の保護・保全の強化、屋上緑化や壁面緑化の義務化、緑化計画に対する評価機関の設置等、緑化基準の強化と指導内容の充実を図ります。

視点 緑と水の質の向上

- 1 既存樹木の保護・保全体制の強化

「港区みどりの実態調査」から、既存樹木が減少していることがわかります。その原因としては、建築行為や大規模な開発が考えられます。

既存樹木・樹木の保護・保全については、近隣住民との間に相隣問題が起こることもあり、緑の保護運動に発展する例もあります。

古くから地域に親しまれ、良好に保存されてきた樹木・樹木の存在は、緑の質を高める重要な要素です。区民共有の財産という視点から、所有者だけでなく近隣にも協力を求め、区民・企業等・行政が協働して保護・保全する仕組みを検討します。

現行の保護樹木・樹木制度は、所有者や管理者からの申請に基づくものであり、開発等により解除申請が出され、伐採に至ることも少なくありません。そこで、区が、所有者と協議の上、樹木等の買取りについても検討する等、保護・保全体制を強化します。

- 2 自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進

港区は、社寺や旧大名庭園を中心に地域ゆかりの大きな樹木や樹木が残され、都心にありながら自然に恵まれています。このことは、樹木とそれを支える土壌、地下水系が長い間良好な状態で保たれてきたことを示しています。しかし近年の大規模な開発等により、地域の自然環境に変化が生じてきています。

区は環境共生都市を目指して、緑と水のまちづくりを推進しています。その実現のために、緑の拡大と質の向上、湧水や地下水系、表土の保全等、緑地保全対策を推進して、自然生態系や水循環系の回復に努めていきます。

具体的な取組みとして、雨水浸透ますや浸透トレンチの設置、透水性舗装への転換、生物多様性の確保を目指したビオトープづくり等を進めます。

なお、湧水の保護・保全を確実に推進するため、新たな制度（仮称：保護湧水池制度）も検討します。

- 3 大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導體制の確立

大規模な開発では、土地の区画や形質が大きく変わることが多く、既存緑地や土壌、地下水系が損なわれることもあります。この影響を軽減するためには、自然環境の保全と、周辺環境に配慮したまとまりを持った緑地や水辺の創出が必要となります。

一定規模以上の開発に対しては、緑と水に関するガイドラインを策定します。それに沿って、計画段階からの緑化や雨水流出抑制に加え、ヒートアイランド現象への対策、景観への配慮、雨水利用等、緑・水・土に関する総合的な指導を行います。なお、事業計画に対する専門家による評価制度の導入を検討します。

視点 協働による緑と水のまちづくり

- 1 多様な主体による緑化行政への参画推進

緑と水の保護と回復に関する重要な事項を審議するため、区長の諮問機関として専門委員会を設け、区政にその声を反映していきます。委員会は学識経験者や NPO、区民の代表等で組織し、さまざまな立場の人が緑化行政について意見を交換し、その結果を区長に答申します。

諮問する内容としては、保護樹木・樹林制度や各種助成制度の見直し、湧水池を保護・保全する制度をはじめ緑と水に関する新たな制度の創設、時代の要請を受けた緊急的な課題への対応等とします。

- 2 区民・企業等による自発的な緑化と行政の支援強化

緑の量を拡大し、その質を向上させるには、公共事業や民間の開発による緑化の推進だけではなく、各地域において住民や企業等自らが積極的に緑化し、維持管理していけるような仕組みづくりが必要です。

現在区では、区民や企業等の協力を得ながら、街路樹フラワーランド事業や公園・児童遊園の草花植付を展開しています。今後はこれらの事業を含め、地域住民や企業等が自発的に緑化を進めていくことが望まれます。これに対し行政は、技術的支援や材料の提供等財政的支援を強化します。

- 3 土地所有者や企業等と行政との協働による民有緑地の公開運営

行政による計画的な公園緑地用地の取得は、地価水準が高い港区では容易ではありません。したがって、既存の緑地の活性化を進め、区民が緑とふれあう機会を増やすとともに、土地所有者や企業等の協力を仰ぎ、「立体都市公園」、「借地公園」、「民設公園」等の新たな制度を活用した民有緑地の公開と運営についても検討します。

さらに、民間が所有する庭園等の公開についても、所有者や管理者の協力を仰ぎ、検討していきます。

4 . 緑と水の目標値

9つの基本方針実現後の港区は、台場を含めた海、運河網、河川、台地部までの多種多様な自然環境を中心として、古くからの緑や水を保護・保全する一方、失われた緑や水を復元し、さらには新たな緑を創出し、区内が緑と水のネットワークにより、生きものにもやさしい「環境共生都市」となっています。これらの緑や水は、区民や、区で学び、働き、また区を訪れる人々の交流の場として重要な役割を担っています。（具体的なイメージは18ページ参照。）

実現の度合いを計る指標として、緑と水の視点から3つの目標値を設定しました。

緑の目標値については、「港区みどりの実態調査」結果とその推移を比較検討し、達成度を確認するため引き続き「緑被率」による目標値を設定します。さらに、区が今後、河川や運河、湧水を含めた緑と水の調和した環境づくりを推進していくこと、さらには東京都の「みどりの新戦略ガイドライン」との整合を図ることから、都の設定した指標である「みどり率」も合わせて目標値を定めます。

水の目標値については、地下水の涵養、湧水池の復元のために、雨水浸透の促進を図る必要から、「実質浸透域率」を用います。

緑被率

2026年 25%

建設省（現：国土交通省）の「緑のマスタープラン策定の推進について」（昭和52年）では、公共緑地と2000㎡以上の民間緑地の合計面積が、市街化区域面積のおおむね30%以上とすることが望ましいとされています。

区では、国の目標値を見据えるとともに、「港区まちづくりマスタープラン」とも整合性を図り、まちづくりの中で緑化を総合的に進めていきます。

「港区緑と水の総合計画」（平成11年3月）において、21世紀初頭における緑被率の目標を20%としています。本方針では、生活環境の向上とヒートアイランド現象をはじめとする新たな都市環境問題に対応するため、2026年の目標値を25%に設定します。

みどり率

2026年 30%

東京都の「みどりの新戦略ガイドライン」では区部のみどり率の目標値を、2015年に約1割増加（約32%）、2025年に約2割増加（約35%*）と設定しています。またこのガイドラインの中で東京都は5つのゾーンに分かれており、ゾーン別に将来像が示してあります。港区は「センター・コア再生ゾーン」、「東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン」の2つのゾーンにまたがっており、目標値は2025年に約2割増加（約30%*）と設定されています。

*区で計算した数値

雨水の実質浸透域率

2026年 30%

平成14年の「港区みどりの実態調査（第6次）」によると、不浸透域である構造物被覆地は区の面積の約75.4%を占めています。浸透域は約24.6%ということになります。

現在、不浸透域である地域に雨水浸透施設を設置し、屋根や道路等の雨水を人工的に地下へ浸透させ、実質的に浸透域とすることにより、地下水の水循環の健全化を図っています。今後、地域の土質等も考慮し、雨水の地下への浸透を促進していきます。

各目標値の算出方法

$$\text{緑被率} = \frac{\text{緑で覆われている面積}}{\text{港区の総面積}}$$

$$\text{みどり率} = \frac{\text{緑で覆われている面積} + \text{公園内の緑で覆われていない面積} + \text{河川等水面で覆われている面積}}{\text{港区の総面積}}$$

$$\text{実質浸透域率} = \frac{\text{港区の総面積} - \text{構造物被覆地の面積（雨水浸透施設の設置された場所は除く）}}{\text{港区の総面積}}$$

5 . 基本方針の実現に向けて

「港区緑と水に関する基本方針」は、区が直面している環境問題に緊急的に対応するための方針となるものです。今後、この方針に沿って具体的な施策やそれを支える制度、仕組みを整えていきます。

具体的な施策の検討にあたっては、学識経験者や NPO、区民の代表等から構成する緑と水に関する専門委員会を設置するとともに、広報等により広く皆さんのご意見を伺います。平成 18 年度には水に関する新たな調査を追加した「港区みどりの実態調査（第 7 次）」を行いますが、この他の環境についての調査結果も参考にし、施策の検討を行います。

具体的な施策のうち緊急性のあるものについては、「港区みどりを守る条例」の施行規則、関係する要綱や要領の改正によって対応します。また、緑と水に関する理念や新たな施策にかかわる重要なことについては、区民の参画も得ながら十分に検討し、条例の改正によって対応していきます。

なお、9つの基本方針や目標値は、「港区まちづくりマスタープラン」や「港区緑と水の総合計画」、「港区環境基本計画」、ヒートアイランド対策の方針等、他の行政計画にも反映させて各施策との整合性を確保し、実効力を高めていきます。

～想像してみましょう～
環境共生都市・港区のイメージ

庁舎や学校等の公共施設は花や緑で彩られ、チョウやトンボなどの身近な昆虫や、メジロ、シジュウカラも蜜や実を求めて訪れるようになっていきます。小学校や中学校の舗装された校庭が緑の芝生に生まれかわり、雨水は校庭から台地にしみ込んでいきます。

大きく広い公園が増え、豊かな緑の中で子どもたちがチョウを追いかけたり、シロツメクサの花で首飾りを編んだり、草木遊びや自然遊びを楽しんでいます。有栖川宮記念公園の池は、周辺の雨水浸透施設の整備で湧水量が増え、水質も良くなりました。シラサギやゴイサギ、カルガモが羽を休め、えさをついばんでいます。園内では、コゲラの木の幹を突つくドラミングが響いています。

街路樹は適切な管理で立派に成長して、歩道に木陰を提供し、緑の回廊として緑地と緑地を結んでいます。幹や枝にはセミや野鳥の姿が見られます。チョウが飛び交う街路樹の植えますでは、地元の小学生や商店街、住民、沿道の企業が協働して季節の花の水やりや雑草取りをしています。

一方、民間開発の現場でもさまざまな土壌微生物が生息する栄養分に富んだ表土は守られ、既存樹木・樹林も健全に保全されて区民に親しまれています。さらに敷地内には新たな緑が植栽され、保存された樹木と一体となって環境の質の改善に役立っています。屋上等の人工地盤は公園として整備されビルの魅力向上に貢献しています。開発前より量・質ともに格段に向上してできた港区の新たな緑の拠点は、都市のオアシスとして、住み、働き、訪れる人々に親しまれています。

個人住宅や事務所ビルでも、道路に面した小さなスペースや屋上、壁面を利用した緑化がなされ、道行く人々の心をなごませています。

古川流域では、下水道の再構築や雨水貯留管の整備等により都市型水害対策が行われ、また、台地部での自然の水循環系が順調に回復した結果、かつての水量が復活して、海から回遊魚が溯上するほどに自然が再生されました。運河では、水辺の散歩道が整備されて緑と水のネットワークが形成され、水中では稚魚が群れをなして泳ぎ、干潮時にはカニやエビ、貝も見られます。水面には水鳥も集まっています。

台地部の社寺や旧大名庭園にあった池は、湧水量が増え小さな魚やエビも生きています。池の周辺ではトンボやカエルも見られます。井戸も復活して災害時の生活用水を提供できるまでになっています。

高層ビルのまち並みの上空では、時折、都市の生態系の頂点に立つ^{もうきん}猛禽類の仲間のチョウゲンボウが旋回して獲物を狙っています。また、古川の護岸から突き出た木の枝では、カワセミの雄が捕らえた小魚を雌にプレゼントしています。

孫の手を引いたお年寄りや子どもたちが、楽しそうにおしゃべりをしながらまちを歩いています。

参 考 资 料

1. 委員名簿

港区緑化基本方針策定委員会委員名簿 (役職は平成17年4月1日現在)

委員 長	東京農業大学長	進士 五十八
副委員 長	(財)都市緑化技術開発機構 都市緑化技術研究所長	半田 真理子
委員	千葉県立中央博物館 副館長兼生態・環境研究部長	中村 俊彦
	芝浦工業大学 工学部教授	守田 優
	港区助役	永尾 昇
オブザーバー	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課長	高梨 雅明
事務局	街づくり推進部 土木事業課	

港区緑化対策委員会委員名簿 ()内は、前職・前任者

委員 長	街づくり推進部長	山田 憲司
副委員 長	街づくり推進部 土木事業課長	波多野 隆
委員	政策経営部 広報・報道担当課長	日高 泉
	(区民広報課長)	(大友 正弘)
	街づくり推進部 都市計画課長	新村 和彦
	(参事(都市計画課長事務取扱))	(山田 憲司)
	街づくり推進部 副参事(計画担当)	佐野 和典
	街づくり推進部 開発指導課長	齋藤 哲雄
		(新村 和彦)
	街づくり推進部 再開発担当課長	下總 忠俊
	街づくり推進部 建築課長	中山 衛
	環境保全部 環境課長	山下 充
		(小池 眞喜夫)
	政策経営部 施設課長	五嶋 智洋
	区民生活部 地域活動支援課長	齊勝 禮子
	保健福祉部 保健福祉管理課長	内野 高男
		(矢澤 慶一)
	街づくり推進部 都市施設管理課長	勝山 景之
		(有国 博)
	街づくり推進部 土木維持課長	榎本 和雄
	教育委員会 庶務課長	小池 眞喜夫
		(高島 正幸)
事務局	街づくり推進部 土木事業課	波多野 隆
	土木事業課 緑化推進係	内藤 修平
	土木事業課 緑化推進係	津嶋 紀子

2. 検討経過

	緑化基本方針策定委員会	緑化対策委員会	区民等意見
平成 17 年 3 月		18 日 平成 16 年度第 1 回	
4 月	8 日 第 1 回 基本方針策定の視点と目 標の設定について		
5 月			
6 月			
7 月	22 日 第 2 回 基本方針策定の視点と目 標の設定について	11 日 平成 17 年度第 1 回 第 1 回緑化基本方針策定委員 会の報告	
8 月			25 日～9 月 8 日 区民世論調査
9 月			11 日 広報にて区民等意見募 集（～10 月 3 日）
10 月		28 日 平成 17 年度第 2 回 第 2 回緑化基本方針策定委員 会の報告	
11 月	4 日 第 3 回 補足事項及び検討のまと め		
平成 18 年 2 月		2 日 平成 17 年度第 3 回 第 3 回緑化基本方針策定委員 会の報告	1 日 広報にて区民等意見募集 結果公表

3. 区民等意見募集結果

お寄せいただいた意見の概要と港区の考え方

	意見等の概要	区の考え方
基本方針全般に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都心のヒートアイランド問題は、港区だけでなく、23区全体で考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒートアイランド対策は、都市部全体で対策を講じないと効果を生じません。国のヒートアイランド対策大綱や都のヒートアイランド対策取組方針等に基づき、23区が自らできる対策を進めていきます。区では港区後期基本計画にヒートアイランド対策の推進を新規事業として計上し、緑化や保水性舗装等の事業を、年次計画を立てて実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の増えている場所・減っている場所を調査し、増えている事象を促進・減っている事象を抑制する施策をとることで、より早く目標を達成できるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね5年に1回実施している「港区みどりの実態調査」結果を活用するなどし、地域の緑化の現状を踏まえた緑化事業を検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ まち並みに合った、景観を考えた上で緑を拡大する。たとえば、スペースを考慮して、歩道が狭くなったり、日光を遮ったりしないよう考慮する。樹木の種類は、住民の提案も考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑はまちの景観を構成する重要な要素の一つです。街路樹を植栽する際には歩行者数や歩道の幅員、さらには周辺の景観に配慮し、沿道住民をはじめ地域の声を聞きながら緑化を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑の量の拡大」でなく「緑の量の増加」が適切ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現について検討しましたが、東京都の「みどりの新戦略ガイドライン」(素案)の表現との整合を取りました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港区に住んでいることに誇りを持てるまちづくりを、行政と住民が一体となって考え、豊かな緑と水を未来の子供たちに残してあげたい。 ・ 緑の量の拡大には賛成。しかし、現実的には難しいのではないかと。緑を減らさない、樹木を切らない、枯らさないといった現状維持をすることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針では、港区保護樹木・樹林を含む現存する緑地の保護・保全についても検討します。

	意見等の概要	区の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の計量方法として通常用いられている緑被率では一平面（二次元）として緑を補足しているが、緑被率のみに依存すると実質的な緑の立体的（三次元）な量（ボリューム）が評価されない。緑を三次元で評価することに留意して欲しい。評価方法として建築で行われている3面を利用した測定、即ち平面、正面、側面から投影した各面積を指標とすることを提案する。 ・ 今後の課題は緑の質の向上だと思う。植物の持つ美しさに重点を置くことを希望する。落葉樹の持つ四季の移ろいの美しさも質の要件の一つとして採用することを提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚的にわかりやすく、また、これまでの調査結果との比較検討ができる点から緑被率という指標を用いています。これに加え、立体的な緑量を確保する意味で、緑化指導を行う際には、緑地面積に占める標準的な高木の割合を指針として示していますが、既存樹木の活用や、屋上緑化・壁面緑化についてさらに強く指導します。 ・ 平成16年度から「港区みどりの街づくり賞」という、優れた民間建築物の緑化施設に対して区長が表彰する制度を設けて景観についての意識啓発を行っています。 ・ 基本方針では、緑や水の指標としてこれまでの緑被率の他、みどり率や生物指標、水循環の健全化の視点から雨水の実質浸透域率などについても検討します。
屋上緑化・壁面緑化に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上等の緑化を推進すべき。 ・ 屋上等の緑化に疑問を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来緑は大地に根をおろし、長い年月をかけて成長していくもので、都市の環境を守る、人々の心のより所になるなどさまざまな効果があります。しかしながら、都市化が進展し、建物や道路等で被われている構造物被覆率が約75%を占める港区の現状を踏まえると、緑化をさらに推進していく場所として建物の屋上など人工地盤を活用していく必要があります。屋上緑化や壁面緑化は、太陽熱を吸収する建物を直接緑で覆うためヒートアイランド対策として、また、雨水を一時貯留する効果が期待できることから都市型水害対策として有効なため、積極的に推進する方向で検討します。
既存樹木の保全に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存樹木を保護・保全してほしい。 ・ 既存樹木を保全するため、条例を厳しく改正する。 ・ 樹木の維持管理のシステムを作る。 ・ 民有地の大木を保護するため、所有者の協力を仰ぐ。 ・ 緑の現状維持。（緑を減らさない、樹木を切らない、枯らさない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港区は都心に位置しながら地形等の自然的要因や歴史的経緯により、樹齢が高い樹木や樹林が多く残され、区の大きな自然の財産として引き継がれています。これらを区民共有の財産として位置づけ、所有者だけではなく、区民や企業等と行政が協働して育て、守り、将来に引き継いでいくという視点から、既存樹木の保全について基本方針で検討します。

	意見等の概要	区の考え方
保護樹木・樹林制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の実情に合うように補助金を増額してほしい。 ・保護樹木の現状を調査し、健全な状態が保たれていないものは除外する。 ・樹名板の針金が幹に食い込んでいるものは、正規な樹名板へ取替える。 ・「広報みなと」等に写真入りで紹介し、意識を高めていく。 ・保護樹林を保全するよう強力に指導する法案を作るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護樹木・樹林の保全に関しては、現行の「みどりを守る条例」の中の保護樹木・樹林に関する部分の改正も視野に入れ、基本方針で検討していきます。 ・保護樹木・樹林に関する意識啓発、維持管理方法など具体的な対応策は、基本方針策定後、いただいたご意見を参考にしながら検討します。
公共施設・公有地の緑化に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、大規模施設等への緑化の推進。 ・道路、河川用地を緑化する。 ・まちの景観向上に配慮して、公共施設を緑化する。 ・公有地を確保する。 ・区の保有する緑の比率を積極的に増やすことを宣言して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設に対しての緑化指導を行う一方、区自らも区有施設の屋上緑化をはじめとする敷地内の更なる緑化の強化、都市計画公園用地の取得に努め、率先して緑化を推進します。
街路樹に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ボリュームのある樹木を植える。 ・剪定・移植など管理方法について検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の緑陰の確保、ヒートアイランド対策、都市の景観の維持、台風や強風時の倒木の防止、病虫害や落葉による苦情対応等さまざまな要素を総合的に判断して、適切な街路樹の選定、維持管理方法について検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・根際に多年草や常緑低木類を植える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の植えますに花を植える街路樹フラワーランド事業の拡大を今後検討します。

	意見等の概要	区の考え方
公園の整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大木を生かし、鳥がいて、風通しの良い安心な公園を造ってほしい。たとえば有栖川宮記念公園は良い。 ・ 高層ビルばかり許可せず、公園を作ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大木を含め、樹林、花木、草地、湧水地等、多様な緑や水からなる公園や緑地、古川や運河沿いを整備して、四季折々の自然が楽しめ、身近な生きものと共存できるよう検討を重ねていきます。新たな公園用地確保については、区自らが用地取得をするだけでなく、民間の大規模開発時に企業等に対して提供公園の設置などの協力を要請します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小山町公園は必要ない。マンションの裏手に位置し、駐車場や空き家が近くにあるため、子供を遊ばせるには不安があるため。 ・ 高速道路の下など、樹木の生育環境が悪い場所での公園設計を改善する。 ・ 各地区公園の実状を観察し、その改善に努める。例えば有栖川公園の湧水地や池に堆積する汚泥の除去等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16・17 年度で、既設の公園や児童遊園を利用者にとってより魅力あるものに再生していくための計画（港にぎわい公園事業）を策定中です。その中で、利用度が極端に低い公園や立地条件が悪い公園、危険な公園等の改善を検討します。 ・ 公園の維持管理方法など具体的な対応策は、基本方針策定後、いただいたご意見を参考にしながら検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝公園は災害時に極めて有用な所で多くの人々が避難することが予想されるので、災害用のトイレ（平常は隠されている）を作っておくことも検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や緑地は地震等の災害時の避難場所や一時集合場所、あるいは災害復旧の拠点として貴重なオープンスペースです。芝公園では、マンホール直結型のトイレや、災害時にかまどになり炊き出しができるベンチ、貯水槽、太陽光発電による照明等の施設整備をしていく予定です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園等に一定の比率で落葉樹を採用して欲しい。児童遊園などで常緑樹が多く植栽されているのを見るが、幼児の緑体験として不十分であると考え。色の変化だけではなく、夏には緑陰を、冬には陽だまりを体験させたい。 ・ 草花のほとんどない公園がある。再考してほしい。 ・ 公園内の緑、植込み部分の手入れをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園は都会の中でありながら、身近で自然に接することのできる貴重な場所です。樹種の選定、常緑・落葉樹のバランス等に配慮し、子供たちの自然学習や体験の場となることも考慮して整備していきます。なお大きな公園については、引き続き生きものたちの生息・生育空間（ビオトープ）の確保も行っていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤った樹名が記入された樹名板や、古くなった樹名板を取替える。また樹名板のない公園は設置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園が自然学習や環境学習のフィールドとなるよう、樹名板や解説板を充実していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各公園の美化運動や事業についても検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の美化運動については、区民参画の視点からアドプトシステムを活用するなど、区民協働の事業として検討します。

	意見等の概要	区の考え方
植える樹種に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実の成る木があると嬉しい。都心なので、自然の素晴らしさを感じる。区内には、さくらんぼ、ぎんなん、びわ、いちじく、ぶどう、栗が実際にある。 ・ 枯れない、排気ガスに強い、都市に強い樹木を積極的に取り入れる。 ・ 場所に合わせ、良質な樹木を植栽する。常緑樹を多くし、冬に枯れ木ばかりにしないようにする。枝葉の剪定や害虫駆除などをし、樹木の景観をしっかり管理する。 ・ 集団的に植栽する場合、樹種の組み合わせを充分検討する。 ・ 高速道路の下など、樹木の生育環境として悪いところの樹種選定が不適当な事例を改善すること。 ・ 落葉樹の持つ四季の移ろいの美しさも質の要件の一つとして採用することを提案する。 ・ サクラを植えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や街路樹等の樹種については、地域特性や公園の用途・目的、周辺の環境等を考慮し、地域の皆さんの声も聞きながら選定していきます。 ・ 樹木の維持管理方法など具体的な対応策は、基本方針策定後、いただいたご意見を参考にしながら検討します。
区の木・花に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハナミズキ、アジサイ、バラは観賞には良いが植栽に適しているかどうかはわからない。港区の木や花の再考が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の木・区の花は、昭和 61 年に区民の投票により制定したものです。現時点では区の木・区の花の再考は考えておりません。
民有地の緑化に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理にかかるコストの負担を低減するための更なる施策が必要。具体的には、質の高い緑に対する行政からの金銭的補助の拡大や費用捻出のための容積ボーナス、区からのメンテナンス員の派遣等が挙げられる。 ・ 定住促進の施策では行われているが、緑化協力金の制度を設け、緑化の免除の代わりに協力金の支払いを求め、その協力金にて緑化の質を高めていくことも挙げられる。 ・ 建築の際、木を伐採する時は同等の緑の量を確保させる。大木 1 本 = ツツジ 1 本ではない。 ・ 学校、研究所、病院等、大規模施設等への緑化の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区では現在も建築計画に際し、既存樹木の保全、地上部の重点的な植栽、伐採の際の代替植栽などを指導していますが、今後新たな制度の検討も含め、なお一層区内の緑の保護・育成に努めていきます。

	意見等の概要	区の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 港区の企業ビルやマンションおよび一般住宅で、緑化されている事例をピックアップし、写真集等にして、区民の希望者に配布したり、一般書店で販売し、全国の建築物緑化の刺激策としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度から、民間建築物の緑化施設のうち特に優れたものを「港区みどりの街づくり賞」として区長が表彰し、質の高い緑化の普及・啓発に努めています。受賞施設は広報みなとや港区ホームページ等で公表しています。今後も緑に対する意識を高めるような緑化事業を検討します。
協働に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアによる落葉拾いや、区で管理できない道路の植込みの管理をする。 緑化運動推進のために、区民ボランティアの協力を得る方策を考える。たとえば、区内の公園の美化・清掃・草花の伐採について、地域住民や町会を募集するなど協力を仰いだらどうか。 区の施策を実施するにあたり、緑化協力員が先に立ちお手伝いするようにしてほしい。 「道に花を」と題し、区が指定した道に区民が花を植え、見せる道を指導する。（例：明治坂） みどりの街づくり賞等を通じ緑の啓蒙に務めていることを評価している。さらに緑の特性を啓蒙すれば、落ち葉に対する苦情等が減少すると考える。一例として区民参加の落葉処理運動などはどうであろう。地道な緑の啓蒙活動を行ってほしい。 街路樹の美観、健全化を保つため、その根際の周囲に地区民の協力を得て、多年草や常緑低木類を造成する。（現状は裸地、草木の植込、植木鉢の据置、コンクリート・石類での被覆等） 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、アドプトシステムにより、道路・公園の清掃・緑化活動等を協働で行っています。今後より強力に、地域共有の緑として区民や企業等と区の協働により維持管理を進めていきたいと考えています。具体的な行政の支援策は、基本方針策定後、いただいたご意見を参考にしながら検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> 区民協働については、広報でアピールするなど、企業や団体、地域の学校に協力を呼びかける。樹木を大切にするための運動や、植栽に参加するなどのイベント、活動を行う。 区民の緑に対する意識の高揚キャンペーン。 企業が年間に使用する紙の量を把握してもらい、それに似合う樹木・緑の量を確保してもらおう。企業の本社が多い港区では、企業とその労働組合にも働きかけるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の普及・啓発活動については、広報みなとや港区ホームページでの PR、植木市等での普及啓発などで充実していくほか、区民アンケート調査等により区民の声を施策に反映できるよう努めていきます。また、緑や水、自然に関する NPO 団体や市民グループへの支援を強化できるよう検討します。

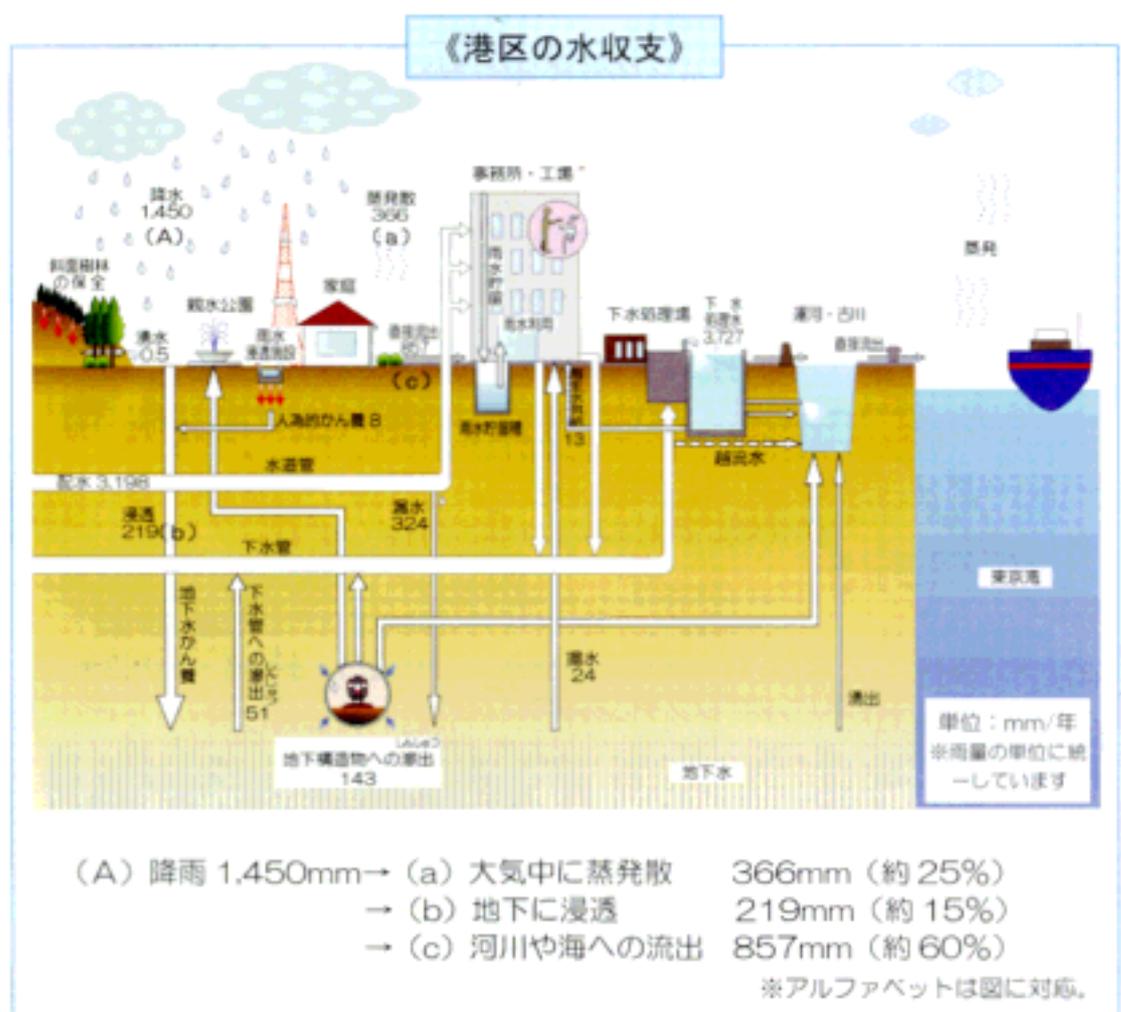
	意見等の概要	区の考え方
水循環に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地上がコンクリート化され、地上に降った雨が地中に染み込まないことが問題。 ・当区には河川といえるものは古川しかなく、雨水の多くは地面に吸収され湧水となっていたが、開発が進み地表の多くは舗装されたため湧水は枯渇し水害が発生するようになった。土地の保水力を高める施策をお願いしたい。空地の舗装を止め緑地にすると共に、公園、遊園等の全面に暗渠を施し地下水を涵養することを提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針では、緑だけではなく、緑の生育を支える水と土壌についても取り扱っていきます。水については、降雨による自然の水循環系の水を対象とし、雨水浸透の促進や健全な水循環の象徴ともいえる湧水地の保全、それに連なる地下水系の保全策についても検討します。
土壌に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・植物が元気でいるためには土壌から良いものにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・港区は、臨海部の埋立地を除けば台地部が多く、植物の生育に良好な土壌が形成されています。大規模開発等、大きな地形の改変を行う際には、長年かけて形成された土壌の保全・改良など、新たな植栽基盤に再活用できる指導体制や仕組みを検討してまいります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ちいばすの停留所を設置するためハナミズキ等の樹木が切られ、がっかりしている。 ・街路樹について連絡をしても都道、国道と分かれている。なんとかならないか。 ・国道や都道に属する路側帯の植林が、荒れ、弱体化している。区が管理を引き受けたり、管理の徹底を国や都に申し入れたりするべきである。 ・ホームレスの問題 ・猫の放し飼いの問題。 ・花木類の剪定時期に疑問が残る。 ・古川に設置されている階段は、川が汚いので下りていく気にならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に関してだけでなく、土木事業を含め区政について広くご意見をいただきました。貴重なご意見を踏まえ改善に努めていきます。なお、いただいたご意見は各関係部署に伝達し、改善等を要請しました。

4. まちづくりの骨組図



資料)「港区街づくりマスタープラン」(平成8年)

5. 港区の水収支及び東京都との比較



港区と東京都の水収支の比較

	降雨	地下に浸透	河川や海への直接流出	大気中に蒸発散
港区	1,450mm	219mm (約 15%)	857mm (約 60%)	366mm (約 25%)
東京都	1,405mm	359mm (約 26%)	634mm (約 45%)	412mm (約 29%)

資料)「港区水循環マスタープラン」(平成14年)

6. 港区の緑被分布図



資料)「港区みどりの実態調査」(平成14年)

1 : 48000

7. 港区の湧水の状況・箇所図

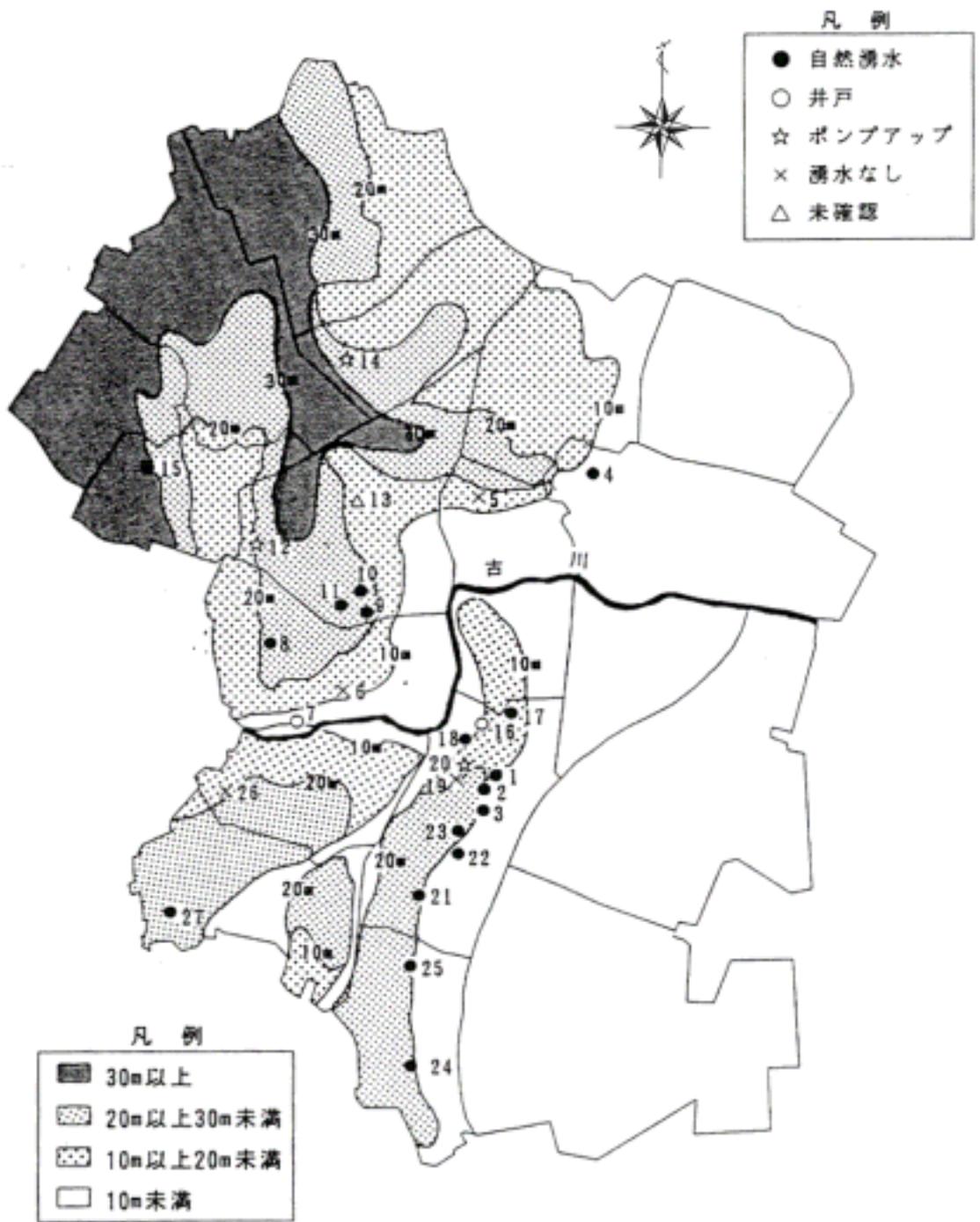
湧水の状況

番号	名称	所在地	湧水量	湧水状況	周辺状況	備考
1	御田八幡神社	三田 3-7-16	++	ポンプアップ	高度に都市化が進み樹林は少ない	ポンプにより集水タンクへ導入
2	O氏邸	三田 3-9-9	+	滴となり落ちる程度	高度に都市化が進み樹林は少ない	個人住宅内
3	成覚寺	三田 3-9-9	+++	かなり大量に流れる	高度に都市化が進み樹林は少ない	かなり大量に流出する
4	芝公園・もみじ台	芝公園 4-3	-	-	公園には樹林地が存在するが、周辺は高密度の都市化が進む	湧水箇所特定できず
5	K氏邸	麻布狸穴町 28	-	-	住宅地及び商業業務地	湧水箇所特定できず
6	所在不明	南麻布 3-9-6	-	-	有栖川宮記念公園やフランス大使館の樹林が周囲に見られる	湧水箇所特定できず
7	光林寺	南麻布 4-11-24	+++	ポンプアップ	フランス大使館の樹林が寺のものとなり、緑の塊をなしている。北に有栖川宮記念公園が位置する	深い井戸で水は生活水として利用している。
8	区立有栖川宮記念公園	南麻布 5-7-29	+	ポンプアップ	公園自体が質・量的に高い樹林地となる	池の脇に井戸を設け、ポンプで水を池に流す。
9	善福寺	元麻布 1-6-21	+++	かなり大量に流れる	周囲に小規模な樹林地が点在する	「柳の井戸」として、文化財に指定されている
10	宮村児童遊園	元麻布 2-6-22	+	染み出す程度	小規模な樹林地が点在する	公園内の擁壁下部より湧出
11	がま池	元麻布 2-10		自然湧水	小規模な樹林地が点在する	
12	筈小学校	西麻布 3-11		井戸	周囲には小さな樹林地が点在し東部に有栖川宮記念公園がある	校舎内の一ヶ所に湧水を集めポンプで汲み上げる
13	所在不明	六本木 6-11	-	-		湧水箇所特定できず
14	区立檜町公園	赤坂 9-7-9	+++	井戸	公園南東に氷川神社を中心とする質・量的に高い樹林地がある	公園の井戸より汲み上げ池に流す。
15	根津美術館	南青山 6-5-36	+++	自然湧出	美術館の周囲は都市化が進み、まとまった樹林が北東に青山墓地としてある	敷地内の湧水を集め池に流す。
16	宝生院	三田 4-1-29	-	-	大規模な緑地として慶応義塾大学の樹林がある	湧水箇所特定できず
17	大松寺	三田 4-1-38	++	自然湧水	大規模な緑地として慶応義塾大学の樹林がある	湧水は池に流入
18	大信寺	三田 4-7-20	+	自然湧出	小規模な樹林地が点在する	湧水は池に流入
19	NTT データ	三田 4-19-15	-	-	第一京浜沿いの高層業務地	湧水箇所特定できず
20	伊皿子ハウス	三田 4-19-25	+++	ポンプアップ	住宅地及び商業業務地	ビルの一角より湧出
21	泉岳寺	高輪 2-11-1	+	井戸	寺院の樹林が質・量共に高い。また周囲には高松宮邸等の樹林がみられる	首洗いの井戸。湧水はわずかで、荒れた古井戸が残る
22	道住寺	高輪 2-16-13	++	井戸	高密度に都市化が進み、点在する樹林地も少ない	井戸よりポンプで水を汲み上げる
23	願生寺	高輪 2-16-22	+	滴となり落ちる程度	高密度に都市化が進み、点在する樹林地も少ない	3ヶ所より湧出し、それぞれがたまりを造っている
24	ホテルパシフィックメリアン東京	高輪 3-13-3	+++	自然湧水	まとまった樹林はホテル内のものしかなく周囲は、品川駅等、高密度の都市化が進んでいる	湧水を導入して池で循環
25	東禅寺	高輪 3-16-16	+++	自然湧水	かなり大量に湧水	池に流入している
26	所在不明	白金 6-16-35	-	-	外苑西通り沿いの住宅地	湧水箇所特定できず
27	国立自然教育園	白金台 5-21-5	+++	自然湧出	公園自体の樹林が質・量ともに高いものとなる	年中枯れることなく流れる

湧水量 +++ : かなり大量に湧出する
 ++ : 連続して湧出する
 + : 滴程度で湧出する
 : 湧出量不明
 - : 湧水地特定できず

資料)「港区みどりの実態調査」(平成14年)

湧水箇所図



資料)「港区水循環マスタープラン」(平成 14 年)

9. 「港区水循環マスタープラン」における条例見直しについての記述

港区みどりを守る条例の充実

水循環の視点から「港区みどりを守る条例」の充実を図ります（例：既存の斜面緑地の保全等）。

〔施策の考え方〕

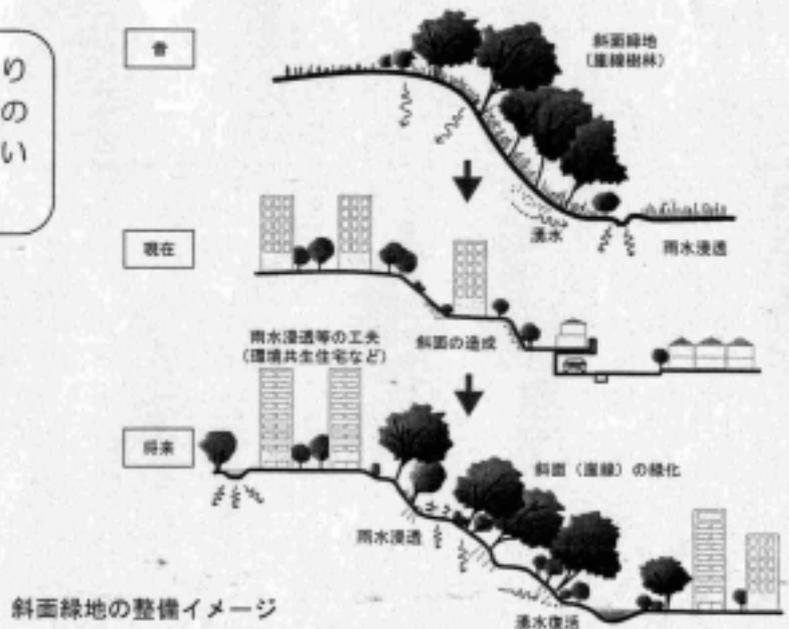
- ・ 現行の「港区みどりを守る条例」には、緑と不可分の関係といえる水循環の視点（緑による地下かん養の効果など）が含まれていません。
- ・ そこで、水循環の視点から「港区みどりを守る条例」の充実を図ります（例：自然の調整池*機能の一端を担っている既存の斜面緑地を保全するなど）。

〔施策を進めるにあたって〕

- ・ 条例の充実（再構築）にあたっては、全庁的な取り組みによる検討を行います。
- ・ 斜面緑地を長期的に保全するための制度とそれらの維持管理を支援する制度を検討します。
- ・ 斜面緑地の保全とともに、可能な場所においては斜面緑地を再生し、みどりのダム*による調整池機能の向上を目指します。
- ・ 現在ある「保護樹木・樹林制度」については、維持管理のための助成金や支援体制の充実を図ります。

〔目標〕

「港区みどりを守る条例」の見直しを行います。



資料)「港区水循環マスタープラン」(平成14年)

10. 用語解説（用語説明の太字は、その用語の説明あり）

ページ	用語	説明
1	ヒートアイランド現象 ...	都市部に局地的な高温域が生じる現象のこと。自然の気象とは異なった都市独特の局地気候で、郊外と比較すると都心部で気温が高く、等温線が島のような形になる。
1	溢水(いっすい) ...	水があふれ出ること。
1	冠水 ...	水をかぶること。
1	都市型水害 ...	都市化された地域でみられる水害。道路の舗装化等で保水機能が低下して起こる 溢水 や、地下構造物の増加による浸水等。
1	水循環 ...	雨が降り、地面を流れて川や海へ流れ込んだり、地下に浸透したり、また水蒸気となって雲になるといった絶え間なく循環する水の動き。
1	緑の基本計画 ...	市町村が定める総合的な都市における緑のマスタープランとなる基本計画。緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全・緑化の推進のための施策に関する事項、特別緑地保全地区内の緑地の保全のための事項、都市公園・緑地の整備・確保の方針等について定める。（「都市緑地法」第4条）
2	浸透ます ...	ますの底に小さな石をしきつめ、雨水を地面に浸透しやすくしたもの。
2	透水性舗装 ...	雨を道路の下に浸透させるよう、道路の表面がすき間の多い構造になっている舗装。
2	景観緑三法 ...	美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するため平成16年に整備された「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の総称。
2	緑地保全地域制度 ...	都市近郊の広範囲の緑地を守るための制度。地域内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為についてあらかじめ届出が必要になり、都道府県知事は緑地の保全上必要な場合には、その行為の禁止等を命ずることができる。平成16年の都市緑地法で創設された制度。
2	緑化地域制度 ...	都市中心部等、緑地が不足している区域において都市計画で定め、大規模な敷地面積の建築物の新築や増築を行う場合に敷地の一定割合の緑化を義務付ける制度。平成16年の都市緑地法で創設された制度。

ページ	用語	説明
2	立体都市公園制度 ...	都市公園の区域を立体的に定めることにより、土地の有効利用と都市公園の効率的な整備を図る制度。これにより、人工地盤上部に都市公園を設置する等、他の施設と都市公園を一体的に整備できる。平成 16 年の都市公園法改正により創設された制度。
3	水循環系 ...	本来の自然の 水循環 に加え、人間活動に伴う人為的な 水循環 等、広く水の流れにかかわるまとめり。
3	自然の水循環系 ...	自然界の水は、水蒸気が上空で冷やされて地球の重力により雨となって降り注ぎ、地下に浸透したり、地表を流れて河川や海に流れ、太陽からの熱エネルギーによって蒸発して再び雨となっている。このような大気、陸地、海の間で始めも終わりもない移動（ 水循環 ）を繰り返すこと。
3	人工の水循環系 ...	都市化の進んだ地域における、水道や下水道の流れ、個別の建物内の水の再利用などによる人工的な 水循環 。
5	緑被率 ...	樹木被覆地 と 草地 を合わせた、植物で覆われた土地を緑被地といい、ある土地の区域面積に占める緑被地の割合を緑被率という。
5	裸地 ...	埋立地・公園・グラウンド・庭園等で、地表面の土が露出している土地。
5	保護樹木・保護樹林 ...	保護する必要があると認められる樹木を所有者の同意を得て指定する樹木・樹林のこと。保護樹木については、地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m 以上であること。保護樹林については、樹林集団の占める土地の面積が 200 m ² 以上あること。（「港区みどりを守る条例施行規則」より。）
5	みどり率 ...	ある地域における、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹や、河川、水路、湖沼等の面積がその地域全体の面積に占める割合
5	樹木被覆地・樹木被覆率 ...	低灌木を含む樹木（樹林）で被覆された土地を樹木被覆地といい、ある土地の区域面積に占める樹木被覆地の割合を樹木被覆率という。

ページ	用語	説明
5	草地・草地率 ...	草本植物で覆われた土地を草地といい、草地の面積が、ある土地の区域面積に占める割合を草地率という。
6	構造物被覆地 ...	家屋・ビル・舗装道路等の構造物で表面を被覆された土地。
8	熱源吸収体 ...	家屋・ビル・舗装道路等の構造物等、熱を吸収するもの。
8	不浸透域 ...	雨水が地中に浸透しないで流出する地域。
8	浸透域 ...	雨水が地中に浸透する地域。
8	涵養 ...	降った雨、川の水、湖や沼の水等が地面の中に浸透して、地下水となること。
8	街路樹フラワーランド事業 ...	区の現行の緑化事業の1つ。街路樹の植えますを利用して、数種の花を育てる事業で、管理は区が主体であるが、区民や企業もともに水やりや手入れを行うもの。平成10年度から行っている。
8	地域のにわづくり事業 ...	区の現行の緑化事業の1つ。地域の緑化団体と、計画の方針・緑化内容・助成及び取組み方についての協定を結び、区が植栽工事の助成等を行うもの。平成2年度から行っている。
10	裸地率 ...	ある土地の区域面積に占める裸地の割合。
10	構造物被覆率 ...	家屋・ビル・舗装道路等の構造物で表面を被覆された土地の面積が、ある土地の区域面積に占める割合。
12	環境共生都市 ...	環境負荷の軽減、人と自然の共生及びアメニティ(ゆとりと快適さ)の創出を図った質の高い都市環境を有する都市。
12	浸透トレンチ ...	地下に水が浸透するように、側面に穴をあけてある排水管。
12	ビオトープ ...	「生物」を意味する「bio」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、「あるまとまりをもった生き物の生息・生育空間」といった意味。動植物が生きていける環境としての一定の範囲を示す。
14	NPO ...	非営利組織。利潤を目的としないで、「公共の利益」のために組織された団体。
14	借地公園 ...	借地に造成する都市公園。平成16年に都市公園法が改正され、借地契約期間が満了した際に都市公園を廃止できることが明確化された。
14	民設公園 ...	民間により整備・管理される公園。東京都が平成18年1月に策定した「みどりの新戦略ガイドライン」で検討されている。

ページ	用語	説明
15	実質浸透域・実質浸透域率 ...	浸透域、及び不浸透域に浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装 等を施し、雨水が浸透するようにした土地を実質浸透域という。実質浸透域の面積が、ある土地の区域面積に占める割合を、実質浸透域率という。
16	雨水浸透施設 ...	地下に雨水を浸透させる施設。 浸透ます、浸透トレンチ 等。

港区は、活発な都市活動と多様な居住環境とが共存するまちとして発展してきた。また、歴史的な景観も多く、緑や水辺などの貴重な自然環境も有するまちである。

しかし、さまざまな社会経済活動が営まれる中で資源やエネルギーが大量に消費されることにより、港区にも大きな環境への負荷がもたらされている。

もとより区民は、人と自然とが共生することのできる良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を守り、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくべき責務を負っている。

「港区環境基本条例」前文より抜粋



区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ

発行番号 17112 - 2571

港区緑と水に関する基本方針

平成 18 年 (2006 年) 3 月発行

編集・発行 港区街づくり推進部
東京都港区芝公園 1 - 5 - 2 5
電話 03-3578-2111 (代表)



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

